

○郵政民営化委員会保有個人情報等管理規程

(平成 30 年 3 月 30 日郵政民営化推進本部長決定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、郵政民営化推進本部に置かれる郵政民営化委員会（以下「委員会」という。）の保有する個人情報及び個人番号の適切な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条の定めるところによる。

第 2 章 管理体制

(総括保護管理者)

第 3 条 委員会に、総括保護管理者 1 人を置き、事務局長が指名する事務局次長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、委員会における保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括するとともに、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(保護管理者)

第 4 条 委員会に保護管理者を置き、総括保護管理者が指名する参事官をもって充てる。

2 保護管理者は、参事官としてつかさどる事務に係る保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる（注）。

(注) 例えば、第 21 条～第 37 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条その他保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、情報システムの管理者と連携して、それぞれの措置を講ずる。

(保護担当者)

第 5 条 委員会に保護担当者を置き、保護管理者が指名する事務局職員をもって充てる。

- 2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(特定個人情報等取扱担当者)

第6条 保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱担当者」という。）を指名するとともに、当該特定個人情報等取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(郵政民営化委員会保有個人情報等管理委員会)

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、必要に応じて保護管理者等を構成員とする郵政民営化委員会保有個人情報等管理委員会を開催することができる。

第3章 啓発・教育研修

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者（注）を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るため、啓発に努めなければならない。

(注) 保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者についての労働者派遣契約は、保有個人情報等の適切な取扱いを行うことに配慮されたものとする必要がある。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策について、必要に応じて教育研修を実施することができる。
- 3 保護管理者は、職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

第9条 職員は、行政機関個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第 10 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする（紙等に記録されている保有個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。）権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第 11 条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

一 保有個人情報等の複製

二 保有個人情報等の送信

三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第 12 条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体の管理等）

第 13 条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

（廃棄等）

第 14 条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第 15 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

2 保護管理者は、特定個人情報ファイルを保有する場合は、台帳等を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(個人番号の利用の制限)

第 16 条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第 17 条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 18 条 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第 19 条 番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(物理的な安全管理措置)

第 20 条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施するに当たり、物理的な安全管理措置等を講ずる。

第 6 章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第 21 条 保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第 29 条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる（注）。

(注) アクセス制御の措置内容は、第 10 条により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。

2 保護管理者が前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する規程を定めるとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第 22 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存する。

2 保護管理者は、必要に応じてアクセス記録を分析するものとする。

3 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

4 保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、必要に応じて分析するための措置を講ずる。また、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

（アクセス状況の監視）

第 23 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能等の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第 24 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第 25 条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第 26 条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第 27 条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

（暗号化）

第 28 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 職員（注）は、前項を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（注）職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。

（入力情報の照合等）

第 29 条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

（バックアップ）

第 30 条 保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

（情報システム設計書等の管理）

第 31 条 保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

（端末の限定）

第 32 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

（端末の盗難防止等）

第 33 条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

（第三者の閲覧防止）

第 34 条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第 35 条 保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

第 7 章 情報システム室等の安全管理

（入退管理）

第 36 条 保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設

を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の管理）

第 37 条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第 8 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

（保有個人情報等の提供）

第 38 条 保護管理者は、行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。
- 3 保護管理者は、行政機関個人情報保護法第 8 条第 2 項第 3 号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する措置を講ずるものとする。
- 4 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等の提供をしてはならない。

（業務の委託等）

第 39 条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要

な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- 一 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき委員会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
 - 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
 - 4 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する際には、委託を受けた者において、委員会が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
 - 5 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前2項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 6 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
 - 7 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告)

第40条 保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事

案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告するものとする。(注)

(注) 職員は、当該事案の発生（事案発生のおそれを含む。）を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前にまず保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 3 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、必要に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を内閣総理大臣に速やかに報告しなければならない。

(再発防止等)

第 41 条 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のための措置を速やかに講ずるとともに、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

- 2 保護管理者は、事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表を行うものとし、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応（注）等の措置を講ずる。

(注) 漏えい等が生じた保有個人情報等に係る本人への連絡等の対応

- 3 保護管理者は、公表を行う事案について、当該事案の内容、経緯、被害状況について、総括保護管理者に直ちに報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項による報告を受けた場合は、速やかに総務省（行政管理局）に情報提供を行う。

第 10 章 監査及び点検の実施

(監査)

第 42 条 総括保護管理者は、必要と認めるときは、保有個人情報等の管理の状況について、監査を行うことができる。

(点検)

第 43 条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、必要に応じて点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第 44 条 この規程等については、総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を行うものとする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。